

山梨県公報

第二千六百六十号

平成二十八年

十二月十九日

月曜日

目次

告示

○換地計画の決定……………九三三

公告

- 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………九三三
- 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………九三四
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出……………九三五
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………九三六
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………九三六
- 家畜人工授精に関する講習会の開催……………九三六

告示

山梨県告示第三百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営畑地帯総合整備事業(万力地区万力第三工区)の換地計画を定めたので、次のとおり
 関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ
 る。

平成二十八年十二月十九日

山梨県知事 後藤 斎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成二十八年十二月二十日から平成二十九年一月二十四日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 平成二十九年一月二十五日から同年二月八日まで

公告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、
 通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年十二月十九日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字中小屋二八五五	長田又二、望月きん、望月武重、望月秀作、望月義雄
南巨摩郡早川町雨畑字中小屋二九四六、二九四七の 一、二九五〇の一、二九五〇の二、二九五二の一、 二九五二の二	望月恒利
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の二二〇、 二九三三の二二六、二九三三の二二七	望月淑行
南巨摩郡早川町新倉字宮ノ久保二九三三の二二二	石川栄一、石川新七、石川文哉、石川幸一、小川英安、川口三十郎、川口主基、川口宗吉、川口直司、川口長共、川口守重、川口晟、小菅武、小菅一良、小菅三郎、小菅文清、小菅誠男、小菅義武、小菅六郎、佐野覚三、佐野一三、辻邦彦、辻貞夫、辻重雄、辻昇、辻福次郎、辻実、望月一王、望月さとの、望月重勝、望月重直、望月誠一、望月清司、望月宗平、望月英則、望月守雄、望月崑作

<p>南巨摩郡早川町湯島字高草里九の乙二</p>	<p>荒居一之助、荒居貞良、荒居莫、荒居義富、高崎茂、中村栄信、中村澄雄、深沢一正、深沢要、深沢基、深沢重成、深沢善包、深沢孝雄、深沢武智、深沢ちえ、深沢忠義、深沢勉、深沢照勝、深沢直幸、深沢信雄、深沢政雄、深沢正男、深沢正志、深沢正行、深沢陽、深沢義論、深沢義富、松野弘暉、湯泉正孝、湯泉正文、湯村武基</p>
<p>南巨摩郡早川町奈良田字奥鈴一〇八一の内一、字栗ノ木一〇六一の一、字後草里一〇七二の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇七二の七五、字黒河内一〇八〇、字初ノ島一〇五六の内一、字森山一〇八五の一、一〇八五の二八三、字弥太郎一〇六二の内一</p>	<p>小林勇、深沢勇、深沢勝巳、深沢金治、深沢甲子、深沢茂、深沢新一、深沢隆好、深沢忠雄、深沢常晴、深沢時雄、深沢歳夫、深沢福義、深沢文吉、深沢邦芳、深沢政博、深沢正文、深沢義孝、深沢昇、深沢宇三郎</p>
<p>南巨摩郡早川町奈良田字広河内一〇五一の内一、字鳥屋一〇五二の内一</p>	<p>深沢宇三郎、深沢アサギク、深沢安太郎、深沢栄吉、深沢栄達、深沢音吉、深沢亀吉、深沢亀治郎、深沢菊一、深沢金高、深沢銀作、深沢金十郎、深沢國定、深沢倉作、深沢兼義、深沢孝、深沢高之助、深沢好太郎、深沢駒吉、深沢さく、深沢重作、深沢宗次、深沢庄吉、深沢庄五郎、深沢清次、深沢善作、深沢立男、</p>

<p>深澤隆晴、深澤武八、深澤忠雄、深澤常次郎、深澤鶴吉、深澤定太郎、深澤鉄作、深澤鉄助、深澤豊太郎、深澤寅義、深澤寅升、深澤藤五郎、深沢文吉、深澤兵策、深沢正志、深澤弥吉、深澤義正、深澤西之助、深澤銚次郎、深澤駿</p>	<p>二 保安林として指定された目的 水源の涵養 三 変更後の指定施業要件 （一）立木の伐採の方法 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。） 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成二十八年十一月十日山梨県告示第三百四十五号</p> <p>● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。 平成二十八年十二月十九日</p> <p>一 届出者 山梨県知事 後 藤 齋</p> <table border="1" data-bbox="159 1164 343 2083"> <tr> <td data-bbox="231 1164 343 1545">氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名</td> <td data-bbox="231 1545 343 2083">住所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1164 231 1545">東京センチュリー株式会社</td> <td data-bbox="159 1545 231 2083">東京都千代田区神田練堀町三番地</td> </tr> </table>	氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所	東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町三番地
氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所				
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町三番地				

代表取締役 丹波俊人
代表取締役 浅田俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ上野原店 食品館

(二) 所在地 山梨県上野原市上野原千九百三十八番一外

2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
東京センチュリー株式会社 代表取締役 丹波俊人 代表取締役 浅田俊一	東京都千代田区神田練堀町三番地

3 変更の年月日 平成二十八年十月一日外

三 届出年月日 平成二十八年十月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年四月十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成二十八年十二月十九日

届出者 山梨県知事 後 藤 齋

氏名又は名称及び法人にあつては
代表者の氏名

住所

東京センチュリー株式会社
代表取締役 丹波俊人
代表取締役 浅田俊一

東京都千代田区神田練堀町三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ上野原店 衣料館

(二) 所在地 山梨県上野原市上野原千八百四十二番五外

2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変更後の住所
東京センチュリー株式会社 代表取締役 丹波俊人 代表取締役 浅田俊一	東京都千代田区神田練堀町三番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
変更後の住所

株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二
山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

ホンダ自動車販売株式会社
代表取締役 藤本隆志
山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番十五号

3 変更の年月日 平成二十八年十月一日外

三 届出年月日 平成二十八年十月二十一日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年四月十九日まで
センター

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成二十八年十二月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ河口湖店
 - (二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津字下土足戸五百四十五番三外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	千八百六十六平方メートル	二千七百二十一平方メートル
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 五十平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 六十三平方メートル
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 三箇所 位置 届出の図面のとおり	数 四箇所 位置 届出の図面のとおり

- 3 変更する年月日 平成二十九年七月二十六日
- 三 届出年月日 平成二十八年十一月二十五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年四月十九日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により南アルプス市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
平成二十八年十二月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称 南アルプスビッグステージ
- 2 所在地 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地

- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 変更
 - 2 公告日 平成二十八年八月四日
- 三 意見の概要

- 1 混雑時における交通整理員の配置
- 2 青少年の深夜の入店への配慮

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成二十九年一月十九日まで

● 家畜人工授精に関する講習会の開催

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。
平成二十八年十二月十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 対象家畜 牛

二 開催期間及び場所

- 1 開催期間 平成二十九年一月三十日（月）から同年二月二十二日（水）まで（山

梨県の休日を守る条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。）。
なお、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十四条に
より、講習会の課程を修了した者に対して同年二月二十三日（木）及び同月二十四
日（金）に修業試験を行う。

2 開催場所 北杜市長坂町長坂上条六百二十一番地二 山梨県酪農試験場
三 定員 二十名程度

四 受講手続 受講希望者は、家畜人工授精に関する講習会受講申請書を提出すること。
ただし、家畜改良増殖法施行規則第二十四条の二の規定により講習の免除を受けよう
とする者は、学科目取得証明書を併せて提出すること。

五 受講申請書受付期間 この公告の日から平成二十九年一月十六日（月）までの山梨
県の休日を守る条例に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただ
し、郵送で提出する場合は、同月十六日（月）までの消印のあるものは有効とする。

六 受講申請書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部畜産課
七 その他

1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、講習会の
当日に、会場で実費配布する。

2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五―二三三―一六〇七）に問い
合わせる。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番